区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日　防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から二一〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日　防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日　防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度六〇、九六〇メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日　防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

○近畿地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山市加納字西新白三九五番二から同市新在家字一里山一一九番三まで	前	一五・二〇メートル～一五・九五メートル	〇・二〇キロメートル
	後	一五・二〇メートル～一八・八〇メートル	〇・二〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所